

第四十回国会 衆議院 商工委員会石炭対策特別委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十一年四月四日(水曜日)

午後二時五分開議

出席委員

商工委員会

委員長 早稲田幸三郎君

理事 内田 常雄君 理事 岡本 茂君

理事 白濱 仁吉君 理事 中村 幸八君

理事 板川 正吾君 理事 田中 武夫君

理事 松平 忠久君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

海部 俊樹君 神田 博君

齋藤 憲三君 始関 伊平君

首藤 新八君 田中 榮一君

中垣 國男君 中川 俊思君

林 博君 岡田 利春君

加藤 清二君 久保田 豊君

多賀谷貞穂君 中村 重光君

西村 力弥君 伊藤卯四郎君

石炭対策特別委員会

委員長 有田 喜一君

理事 岡本 茂君 理事 始関 伊平君

理事 岡田 利春君 理事 多賀谷貞穂君

理事 中村 重光君

蔵内 修治君 遊谷 直藏君

中村 幸八君 濱田 正信君

井手 以誠君 田中 武夫君

渡辺 徳蔵君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

通商産業政務次官 森 清君

通商産業事務官 塚本 敏夫君

(大臣官房長)

通商産業事務官 川出 千速君

通商産業事務官 今井 博君

(石炭局長)

通商産業事務官 樋口 誠明君

(公益事業局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 江上 竜彦君

(企業局参事官)

通商産業事務官 成田 寿治君

(鉱山局石油課長)

通商産業事務官 飯塚 史郎君

(鉱山局開発課長)

専門員 越田 清七君

本日会議に付した案件

石油業法案(内閣提出第二二二号)

〔早稲田商工委員長、委員長席に着く〕

○早稲田委員長 これより商工委員会

石油業法案(内閣提出第二二二号)

石炭対策特別委員会連合審査会を開会

いたします。

先例によりまして私が委員長職を

勤めます。

内閣提出の石油業法案を議題とし、

質疑を順次許可いたします。始関伊平

君。

石油業法案

〔本号末尾に掲載〕

○始関委員 政府から提出されてお

ます石油業法案は比較的簡単でありま

して、法案の内容はむしろどちらかと

いふと内容に乏しいかあると思

うのであります。従って、内容に即し

てお尋ねする事柄は、多少あります

けれども、それはどこまでいっても、そ

で、この法案の背景となつておるエネ

ルギー政策の考え方がいふ石油政策

の考え方、それからこの法案では直接

は取り上げられておらないエネルギー

政策の考え方などについて主としてお

字と、それから日本の場合は日本銀行の統計の数字を申し上げますと、ガソ

程度、それからとんとんが何社くら
い、そういう大ざっぱなところを、帳
簿面ではなく、あなたの方でそう見て
おられる実際のところを伺いたい。

○川出政府委員 実はそういう詳細な
ことは、不勉強でございまして、調査
いたしておらないのでございしますが、
われわれが話を聞くところでは、現在
十七社精製会社がございます。ほとん
ど大部分、半分以上は実質上は赤字で
はないかというのをいれておりま
す。今の株の配当は、半分以上のこ
ろが最近二分とか三分配当率を下げて
いるという。株価も三十年以降では最
近が最低であるというふう聞いてお
ります。

○始関委員 油の価格が世界一安いの
に相応して、石油精製会社の業績はき
わめて不振であるというところまで
はつきりしたわけでありまして。

その次に、外国石油資本のマーケッ
ト・シェア、これは国際石油資本のい
わゆる一〇〇%ひもつきのものが大体
六五%、その他の外国石油資本、これ
は部分的ひもつきといえますが、これ
が二〇%、いわゆる自由選択のものが
一五%、ただしそのうちの過半がソ連
石油というふう聞いておりますが、
それで間違いないでございせんか。

○川出政府委員 シェアにつきまして
は、いろいろなシェアがございしまし
て、たとえば外貨割当面におけるシェ
ア、実際にわけておりますのは、いわ
ゆる市場の占拠率、マーケット・シェ
アということでございますが、石油連
盟で調査いたしました資料によります
と、いわゆる外資提携と申しますか、
それが六二、三%というふうな数字が
出ております。

○始関委員 政務次官が参りましたか
ら一つ御答弁願いたいと思うのです
が、今度お尋ねする問題はちょっと今
までの各委員の御質問と様子が違いか
と思ひますが、私の持論でありますの
でお聞きを願いたいと思うのでありま
す。

日本で石油に関する論議が行なわれ
ますときには、いつも、石油そのもの、
商品としての石油が論議の中心になり
対象になっておるんですね。それであ
らためて申し上げるまでもございませ
んが、石油の供給が豊富であればよろ
しい、それから価格というものは合理
的であらうとなかろうと、要するに安
くさえあればいいんだというふうな考
え方が日本では支配的であると思ひま
す。言葉を変えて申しますと、石油企
業というものがどうなっているかとい
うことです。そういうことについて

は、政府も財界もあるいは国民全般も
きわめて冷淡であり、無関心である
というのが、私は今日までの実情だと思
ひます。その結果、さつき鉱山局長か
ら一々資料をあげて御説明になったの
であります。石油そのものは日本
人の希望通り世界一安くなったけれど
も、石油企業そのものは極度にゆがめ
られた、望ましくない状態になって
おるということを指摘しないわけにい
かぬと思ひます。きょうはそこで、石
油業法の審議だから、くどくどと思
ひますけれども、日本の石油業の実態
がどういふことかというのを申し上げ
てみます。間違つていたら、あとで
訂正していただきますと思ひます。
第一点として、日本の石油会社の過
半は、五〇%の出資の代償として一〇
%の原油輸入がひもつきになって

おつて、しかも出資を受けない会社も
ローンその他の代償としてひもつきに
なっておりますから、八五%近くまでは
選択権がないという状況なんです。

それから第二点、これは会社の中の
問題ですが、業務執行重役というもの
は日本人が多いようですが、しかし、
会社の中の勢力関係といひますか、こ
れは出資がファイティ・ファイティで
あるにしても、向こうは一人の株主に
まともなまわっているとか、いろいろな実力
関係からして、日本側の重役というも
のは非常に自主性が乏しいといひます
か、拒否権は向こうに持たれたような
格好で、私の仄聞しているところでは、
はいや気がさして、どんな小さな会
社でもいいから自分の会社を持ちたい
という社長さんもおられるということ
であります。

それから第三点として、出資をして
おる外国会社は強力な油送船団を持っ
ていて、これを運航させることによつ
て、配船の決定、運賃レートのコント
ロールなどを通じて石油会社に強力な
発言を行ない得る立場にあるので、日
本人経営者は、石油政策、タンカー政
策等についてそれだけ発言権は拘束を
受ける。この点でも積極性は望まな
い、こういう立場にあります。

じゃないかと思ひますが、その点はあ
とで鉱山局長にお答え願ひたい。

第五点として、技術面の問題です
が、これも出資会社からの拘束が強く
て、日本側精製会社の独自の精製方法
の採用とか関連化学工業部門への提携
出資というふうなことも思うようにい
かぬ。この点も自主性が乏しい。こうい
うような点をあげざるを得ないと思ひ
ます。さらに今日においてこれは一番
大事な点だと思ひますが、わが国精製
会社は常に設備資金と運転資金の不足
に悩まされて、資金調達のために迫ら
れるつど、親会社に増資あるいはロー
ン等の援助を受けざるを得ない立場に
あります。この点からも、わが国
経営者の立場というものは決定的に劣
弱なものになっておる、こう思ひます
が、この事実について御所見があれば
承りたいと思ひます。

こういうふうな事態になったにつ
きましては、終戦後今日に至るまでの間
のそれぞれの歴史的な背景がございま
すので、そのときどきからいへばやむ
を得ない事情が積み重なつてこうなつ
たと思ひますから、だれの責任を追及
するといふべき筋合いのものでもな
い。私自身もだいぶ長い間石油行政を
やったことがありますが、しかし、今
日は御承知の通り世界の石油市場とい
うものはもう買手市場になっている。
買手といふものは本来優位に立つべ
きであると思ひますが、にもかかわ
らず、こういつたふうに日本の精製業
が全体として外国の石油資本に對する
隷属の度合いが、自主性の欠陥してお
る状態というものが大きい。しからば
どう改善するかという問題はしばらく
別としても、望ましくない事態だと

思ひます。この点は、実は大
臣にいろいろ答弁していただくと思
つて楽しみにしておたのですが、
きょうは大臣がおいでになれないで、
はなはだ残念ですが、一つ森政務次官
から御所見をお聞かせ願ひたい。また
今いろいろな点を申し上げましたが、
今でも私は諸般の情勢上、たとえば配
船がどうだとか技術がどうかという
やむを得ない点もあるかと思ひます
が、しかし、心がけのいかんによりま
しては、改善の余地のある点もあるの
ではなからうかと思ひます。この点一
つ御答弁願ひたい。

○森政府委員 ただいま五つか六
つの例をあげられました、始関さんか
ら御指摘がありましたように、確かに
わが国石油業の六二、三%を占めると
ころの外資系の会社におきましては、
その実例が顕著でございします。しか
し、これは始関さんの言葉の中にもご
ざいましたように、終戦後の長い歴史
の間に、特に石油というものがその資
源が外国に依存しているだけに、いわ
ばやむを得ない形でこういふふう
に展開してきたんじゃないかと思ひま
す。この形は率直に申し上げまして、
いわゆるわが国の基礎産業の重要なエ
ネルギ源を占める石油であるだけに
に、非常に大きな問題をはらんでい
ると思ひます。しかし、この形を急速に改
善するといふふうなことも実際問題と
してはできかねるのをございまして、
現実私どもが各業界と会合をいたし
ますときに、石油業界にありまして
は、ほとんどその半分はいわゆる人種
の違う、つまり外国人が占めておるよ
うなことが、非常に奇異な感じを抱か
しておるのでありますが、これは御承

知のような敗戦後の現象と申しますか、原料そのものが外国に依存している形からこうしたことに発展してきたのだと思ふわけでありませう。

○川出政府委員 先ほどの御指摘の中で御質問がございましたが、日本石油精製が、自分で販売をしないで、トネル会社を経由しておるのではないかと、いろいろな御質問だったかと思ひます。日本石油精製は、精製をやりまして、その製品は日本石油を通して販売もしております。それからカルテックスとも提携しておるやうでございますが、口銭を取っておるかどうか、その辺の詳細はよくわからないのであります。石油課長から……

○成田説明員 補足いたしますと、石油精製の製品は、国内の販売は日本石油が販売しております。ただその際、日本石油精製から日本石油に供給する場合に、ジャパン・カルテックスを通しておるという事実があります。その際口銭を取っておるかどうかというのはいささかとわかれにはわからないわけでございます。

○始関委員 どうも石油業法というものを調べるについて、石油業の実態についての調査が不十分だというよりは、関心の持ち方がピンとがはずれておるんじゃないかと思ひますが、あまりどうもあれですか、その程度にいたしません。森政務次官の御答弁でけっこうだと思ひますが、私はただあなたの御答弁の中で、外国に依存するんだから、それでしようがないのだというところはないと思ひます。外国ではみな外国に依存しておりますし、欧米諸国では原料は外国に依存しておりますけれども、やはり国家的な体制に石油精製

業というものを保持していつておるので、その点ちょっと御注意をいたしたいと思ふのです。

次の質問に移りますが、今申し上げたいのは、日本の石油精製業のあり方、いわば体質というやうなものがあつたわけです。この体質が私は政府の当面する石油政策の遂行を困難にしておる。今、森政務次官がおっしゃつたやうに、半分は外人じゃないかというところになってしまつて、遂行困難にしておるのではないかと私は思ひます。さういふ大臣の申しやういふが、大臣は電力会社の石油の長期取引を大へん御自慢になっておられるのです。私はそれほど自慢することでもないと思ひます。それけれども、電力会社は、何と申すか、日本の政府の言ひことを聞くやうな、さういふ体質になつておる。ところが石油精製会社といふのは、アラビヤ石油の引き取りなるといふものについては、本質的にこれに反発するやうな体質のものになつてしまつておる。政府の言ひこともさういふおに聞けない体質のものになつてしまつておると私は思ひます。

さて実は、商工委員会の一行、ここにもおるのではありませんが、昨年の夏エネルギー問題の調査で方々回つて参りました。パリでフランス・オイルの社長その他幹部の者と会談したことがありますが、その際私もサハラ原油の引き取りの問題について聞いてみたのです。これはすでに御承知のことでございますが、直接聞いてきた話なんです。御披露申し上げますが、原油の輸入許可の付帯条項として、サハラ原油の引き取りを政府は命令し得るのだ、しかし、さういふ手段を待つまでもな

く、民間は進んで協力しておるんだ、これは政府のおかげで長い間高度の秩序と安定を保持することができた、私が注釈を加へれば、ある程度もうけさしてもらつたということだと思ひますが、さういふことでさういふ際には民間も進んで政府に協力するんだ、さういふことをフランス・オイルの責任者がはっきりと説明しておられる。私は日本の場合とフランスの場合と比較してみても、まああるいはイギリスでもあつて、シェール、B.P.、それからエッソですが、この三社等は非常に国家的な体質のものになつておる。ね。さういふ点を比べてみると天地霄壤の差異がある、さう言つてもいいと思ひます。どうですかね。さういふたやうな差異、今私が申し上げた通りだと思ひますが、差異があることを御認識になりまして、日本では今日石油企業といふものは国家の手の及ぶもの、さういふことで半ば危険視しておつたと思ひます。今後の問題として、いきなりフランスやイギリスのやうなところまで持つていくことは困難だと思ひますが、やはり国策に即応し得るやうなさういふ体制のものにだんだん直していくということが私は望ましいのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○森(清)政府委員 先ほどの答弁の中に多少説明不足のところがございます。今日の石油業界の現象といふものは好ましくない形だと思ひます。しかし、これは先ほども申し上げましたやうに、敗戦後の占領下の一つの政策として日本が好むと好まざるにとよらず、発展した現象であると思ひまし

て、この形は逐次改善していかなければならぬと思ひます。それと同時に、さういふ観点に立てば立つだけに、今日われわれが提案をしております石油業法といふものの必要価値も私は大きなものになると思ひます。従つてその考え方のもとに今日皆さん方のこの法案を審議していただいておりますのでございますが、さういふ過程を経て、本質的な改善をはかつていきたいと私念願しておるのでございます。

○始関委員 それで法案の内容に關係のあることを一つお尋ねをいたしますが、政務次官もお認めになりましたやうに、日本の今日の石油企業といふものは何といひますか、非常に極度に悪い状態、いわばどん底に落ちてしまつておると申しますか、逆に申しますと、これ以上悪くなるということはない心配がない、さう思ひます。しかし、この際何とおきたいことは、日本の石油精製設備が今後十年か二十年の間にさらに二倍にも三倍にも拡張しなければならぬといふことでありますから、外国の石油資本が合弁会社という形を飛び越えて、直接に日本国内で精製設備を持つということが私は考えられると思ひます。現実にはさういふ動きがあるかどうかは知りませんが、原油の輸入が自由になり、また資本の移動が自由になるというところになれば、さういふことも考え得ると思ひます。これはやはり私は日本の立場としては許容すべきではないと思ひますが、いかがでございますか。

○川出政府委員 一〇〇％外国資本の日本法人という御質問だろつと思ひますが、この石油業法がかりに施行されますと、事業許可を受けなければ事業

を営めないということになると思ひます。

○始関委員 ですから、今私があげたやうな石油企業の形といふものは望ましくない、さう了解してよろしくございませうか。

○川出政府委員 そのやうに考えます。

○始関委員 その次にこれは政務次官にお尋ねいたしますが、日本で、これは先ほど申し上げたやうに、これは先ほどのところ一番支配的であると思はれる石油に対する考え方は、何でもかまわぬ、要するに安くさえあればそれでよろしい、まあさういふ考え方が私は支配的だと思ひます。しかし、さういふ考え方は私は間違つておると思ひます。さういふ、高くしろとは思ひます。さういふ申しませんが、いわゆる安ければ安いほどいいのだといつても、やはり合理的な価格でなければならぬのじゃないかと思ひます。さつき鉱山局長から御説明があつたやうに、欧米における石油価格といふものは、日本に比べて割高であります。これは単純に石油資本の独占支配の結果さうなつておるのではなくて、むしろ政府がさういふ価格政策をとつておるのだらうと、まあ私は見て参りました。せんだつての石油調査団に参加した人の意見の中にもさういふのがございまして。たとえば、イギリスでは、さつき申したB.P.その他の三社の独占体制にございまして、三社と政府と両方の意思が疎通して、石油といふものはかなり価格水準が高くなつておると思ひます。その趣旨は、若干の利潤も上げさせて、これによって内部蓄積をふやして、その利潤で石油精製設備の拡張と

か、あるいは石油資源の探査、日本の場合にはこれにございせんが、石油資源の探査などに充たせようということだ。たとえば私どもの会いましたフランスの政府当局者なんかは、はつきりとして説明しておりました。またその際、そういう価格を決定する際に、石炭のこともある程度考慮に入れておる、表面否定しておるところもありましたけれども、これもはつきりしておると思ひます。こういつたような政策をとることによって初めて自主性のある、政府に協力のできる石油業者の体質というものができてくるのだらう、こう私は考えております。これは日本の体制に逆行するようなことです。はつきり言うのはちょっとと勇気の要ることでありましたけれども、日本の石油価格対策としても今申し上げたような考え方というものを少なくとも相当に加味しなければならぬ、このように考えています。もつともこの法律には、石油価格についての有効な規定というものがございせんから、さしあたりそういう議論をしても実績がないかと思ひますが、ただこの際考え方として何とおきたいのは、今世間で支配的であるような石油価格がダンピング価格であろうと何であらうとかまわぬ、要するに安くさすあればいいというふうなお考え方を政府もされておるか、あるいは今私が申し上げたような点も考慮して適切な価格でやっというところの、その点を伺いたい。またそうすることが私は、日本の石油業の自主性回復というこの第一歩になるのぢやないかと思ひます。

それからこの際、この点に関連してもう一つ伺っておきたいのですが、こ

がいうような価格政策をとるということは、いわゆるエネルギーの自由選択の原則というものと必ずしも背反するものぢやない、こう私は思ひます。と申しますのは、これは政府が決定した政策を前提として、たとえば関税をかけるならかける、そういうことを前提にして、その上で自由に選択してよろしいというのがいわゆる消費者自由選択の原則であつて、この点も、日本人の考え方からすれば誤解が多いのではないかと私は思ひますが、またこういうふうな解釈しなければ、欧米諸国でいわゆる自由選択の原則が行なわれるというところは全く有名無実だと思ひますが、いかがですか。

○森(清)政府委員 御指摘のように、エネルギーというものは安く豊富だということが理想だとは思ひます。理想だと思ひますけれども、各国の例を見ても、そしてまたさらに日本の現状を見てみましても、たとえば電力とか石炭とか、そういうふうなエネルギー源のことも一応の考えの基礎に置いてその価格等も考えてなければならぬ問題だと私は思ひます。この石油業法を制定するにあたりまして、石油等の問題を大きく取り上げて考えていくわけではございせんけれども、御指摘のように、各国の例を見ましても、石油の価格というものはただ単に安く豊富だというふうな考え方に立脚するものではなくて、始関さんが今言われたような形の上に立つて私は考えるべきものだと考えておるわけであり

長に伺ひます。電力会社は原油のなま

だきを一つやりたいという考え方があ

円と一応仮定をいたします。メリット

の差が五百円程度あるというふうに聞

題が起るわけですね。今両方とも流

体燃料ですが、今度は一方が流体燃

すから、とても価格的不均衡なんですね。しかも重油のところに見合うとで石炭を下げるということもこれまた不可能なのです。それもはつきりしておる。そこで重油と石炭との価格差があるままで共存共栄できるのだというのが通産大臣の御所見なのです。あなたも同じ御意見ですか。ちよつとあなたの御意見を伺いたい。

○森(清)政府委員 先ほど私は国家的な見地に立つて行政指導をしていくと申し上げましたのは、その意味でございまして、その意味からいえば当然これは石油は石油、石炭は石炭という立場に立つて考えなければならぬと思ひます。

○始開委員 そこそ問題なのです。それでは一つあらためて伺いますが、あなたのお考えは、要するに行政指導によつて、たとえば電力業者という消費者の段階で安いもの、高いものとプール計算をさせる、そういうことはできる、そういう趣旨のように了解いたしました。しかし、これは非常に都合の悪いことに、電力業界の公式見解と違ひます。それはこの前の三十九国会のときに石炭委員会に電力事業連合会長として太田垣さんが出てこられた。太田垣さんはあくまで重油価格とバランスをとれ、重油価格が六千円に下がろうが、五千五百円に下がろうが、そこまで価格を下げる、こういう見解だった。私もそれは不都合だということをしきりに言いましたけれども、とうとう言うことを聞かずにそのまま引き返した。この間また石炭委員会に中川君が出てきてまして、同じような答弁をしておられる。ですから、あなたは電力業者のところが高いものと安

いものと私の言葉で言えば共存共栄できるように行政指導するんだとおっしゃるが、これは電力業界の公式見解と違ひます。いかがですか。

○森(清)政府委員 石炭が千二百円コスト・ダウンすれば電力業界としても二千三百万トンだけは必ず引き受けるというところ、これははつきり明言しております。これがわれわれの石炭行政に対する大前提になっておりまして、これはいかに太田垣会長が希望的な観測を述べられようとも、あるいは中川委員がそういう御意見であろうとも、この大前提はくずしておりません。

○始開委員 非常に重要な論点なのですが、電力業界は二千万トンで、二千三百万トンと書いていませんで、二千万トン引き受ける、こういうのです。それは千二百円引き下げるのは昭和三十八年までですか、そのときまでのことを約束しておるので、その千二百円の先のことをずつと引き取るといふことは全然申しておりません。いかがですか。

○森(清)政府委員 とりあえずわれわれは、目標は昭和三十八年度、千二百円コスト・ダウンということを言っておりますが、しかし、これは私どものエネルギーを考へる場合に、わが国の石炭鉱業というものは決してないがしろに考へておりませんで、その問題に關する限り石油と競合して考へたり、あるいは競争させたりという考へは毛頭ございせん。

○始開委員 どうも競争させないとおっしゃるけれども、どうしても競争になつちゃうわけです。

ではもう少し申し上げますが、電力会社というのは、ずうたいは大きいけれども、実は合理化とか経費の節約とかいうやつはあまりない。これは燃料費をたたくことしかないので、それで公益事業局長が来ておりますが、私が石油精製業界の人に聞いたところでは、今日までも、なまだきをやるぞ、あるいは重油の製品輸入申請をするぞというところを武器にして、重油をたたく。一方に重油をたたくておいて、片方で石炭をたたく、これが電力業界のやり方だ、こう言うのです。私は電力業者というものをこの際道義的に非難しようと思ひない。道義的に非難する理由は全然ない。むしろそうすることが会社に忠実なんで、何より悪いことは、通産大臣のきめられる電力料金というものが非常に窮屈である。そういう窮屈の状態のもとにおいて四年なり五年なりやつていかなければならぬから、私は燃料をたたくのはあたりまえだと思ひます。ですから、私は自由経済下の、経済法則として、今あなたせつかくおっしゃいましたけれども、せつかく安く買えるものがあるのに、高いものを買うということがある得ないので、これは重要な点です。いま一ぺん御答弁願ひたい。

○森(清)政府委員 それは確かに使つて側にとつてみましては、安いものを使いたいと思ひます。安いのを使つても、しかし、われわれ政府の立場といひましては、そのことが国家目的に沿うかどうかということ、たとえばこの場合に石炭というものの、石炭産業を守るといふことは、石油、電力その他のエネルギー源を考へましたときにも、非常に大きな問題だと考へますので、

その点は今日でもやつておりますけれども、強力な行政指導によりまして、なるべくこれが競合しないような方向でやつていくつもりであります。

○結語政府委員 ちよつと補足させていただきます。御承知のように、現在水力と火力の割合がほぼ半々ということになっておりますが、今後は非常に火力がふえて参ります。大体四十二年ころには火力が二で水力が一ということになると思ひます。しかも現在火力の中で石炭が御承知のように六割以上占めておられるわけでありまして、六割以上と申しますと、もつと正確に申しますと、三十六年の約千七百万トンの石炭に対して、電力が六百万キロ、大体六割くらいが石炭、ところがこれが将来は三百万トンの揚げ地火力に相当する分を引き取るということにいたしました。大体六割以上が石油で、石炭の占める割合は四割以下に下がるわけでございます。全体の発電量からいいますと、せいぜい石炭の電力に占めるウェイトといふのは一五%以下になるんじゃないかと考へております。そこでそれだけ石炭のウェイトはだんだん小さくなるわけでありまして、先ほどから政務次官が申し上げておりますように、実は電気は公益事業として地域独占を認めておる、いろいろな国家資金というふうなものにつきましても特別の配慮といふことをやつておりますので、われわれといたしましては、できるだけ資金のめんどうを見ろといったようなことに期待いたしました。電力料金を上げなくても、総体的に石油がだんだんふえていくことによって、火力発電のコストそのものは下がらないの

じゃないか。むしろ揚水発電その他の水力発電が上がるというたようなことの方に若干上る理由があるかもしれないけれども、火力発電そのものとしては、総体的に見ますと、だんだん高くなるということは必ずしも言えない。大体約束してもらつております二千三百万トン、これは三十八年に千八百万トン、四十二年に二千万トンというふうに加えて、大体四十年までに百五十万トン、四十二年までにさらに百五十万トンというものを追加するというところをはつきりと約束いたしております。公益事業という立場、特に料金認可をとつておるという点からいひまして、資金の面その他いろいろの約束だけには必ず果たして、相当役所として指導するいろいろな武器はあるじゃないかといふふうに考へておりました。できるだけ約束だけは果たしていただくたいと考へております。

○始開委員 それでは公益事業局長に、もう一ぺん伺ひますが、電力業界の約束しておられますのは数量なんです。数量はお説の通り約束している。しかし、価格については約束しているという気配は、電力業者いろいろな聞いてみて、おくびにも出しません。あなた独自の善いやりありませんか。

もう一つ申し上げますが、この間中川君が出てきた。この四月一日からの関税改正で原油が一割になりましたね。この前の六%の場合との差額二百十円ですか、これはそれに見合ふものを割り戻すことになりましたね。中川君に、一体君の方は今後石炭との価格をしよつちやう比較するだろう。払い

戻しになった方は、自由価格で比較するが、どっちだと言ったら、これは安い方と比較するんだと言ひのです。あなたの方のおっしゃる通りに、片一方に安く売ってやれ、片一方には高く買えというような理屈もあって、われわれはあれに賛成したのですけれども、まさに反対のことを電力業界は言っておる。で、政務次官、公益事業局長とも何か電力会社との連絡なしに言っておられるように思いますが、どうですか。

○樋詰政府委員 先ほど政務次官から申し上げましたように、千二百円、三十八年までに下げるといふことが一番の前提になっております。それから先もとにかく幾らといふことは言っておりませんが、できるだけ合理化の努力をして下げるということが、千二百円にいくといふそもその出発点になつてゐるわけでありまして、われわれといひましては、できないことを石炭に言つてもそれは無理だ、千二百円まではとにかく必ずやつていただう。それから先も努力して下げていただうけれども、それは数字を約束せといふことも無理だといふことで、千二百円、そこらまで下げれば電気で必ず買ふといふふうにはもちろん思つておりません、その後もできるだけコストを下げ、プライスを下げてやつていただうべきだと思つておりますが、少なくとも通産省全体で、今後石炭が急速に価格の競争に破れて顧客を失ふといふことのないように、特に電力界あたりちよつと安いからというだけでよそに向くことのないようにといふことにつきましては、あるいは私の表現が非常に強過ぎるということがあつたかも知れませんが、自由価格で比較する

しませんが、できるだけの努力をしていきたいと思つております。千二百円以上下げるといふことに努力していただきたいといふことで、価格そのものは聞いておりませんが、できるだけ下げていただければ買ひましようといふように私は了解いたしてあります。

○始関委員 樋詰局長の御意見は、千二百円プラス・アルファとおっしゃるのですが、電力業界の意向は、あくまで重油価格とのパレルな、つり合ひのとれる価格でやる。しかし、その問題はこれ以上するのはよしとしよう。ただ私は、今のうちに重宝なといひますか、そつちやうりやうがあるなら、外国で原油に対して大幅な関税をかけた

りあるいは重油について消費税をかけた、価格の開きをなくするような政策をとつてゐる意味がわからない。やはり電力会社といへども、本質は私企業で、消費者のところではプール計算するといふのでは無理がある。やはり価格そのものをある程度つり合ひのとれるような形にする。そつちやうりやうな総合エネルギー対策、あるいは関税をかけるとか、今度法律を改めるが、そつちやうりやう規定がないので実は失望してゐる。価格そのものをある線まで維持するといふ考え方がないと

うまいかぬと思つていますが、これは見解の相違ですからこれ以上御答弁はお聞きいたしません。

次に、アラビア石油の問題でございますが、アラビア石油によつて外貨節約になるというところだと思つていますが、世間では、アラビア石油の実質的な意味の外貨節約額はきわめて少ない、たとえば二割程度だといふふうについて

おりますが、通産省ではどう見ておられますか。

○川出政府委員 現在アラビア石油は開発の途上にございまして、当初の目標である一千万キロに達してないのではありません。従つて、現在のところは開発のために要する外貨の支払いは相当な額に上がつて、その販売も少ないのであります。それが一千万キロ、あるいはそれ以上の予想もございすけれども、一千万キロのベースになりますれば、ならして年に二千万キロから三千万キロ程度の外貨節約になるのではないかとこのように考へております。

○始関委員 輸入価格の何割程度節約になりますか。

○川出政府委員 現在FOBで一ドル三十三セントでいつておるわけでありまして、これはキロに直しますと八ドル二

十セントくらいではないかと思ひます。従つて一千万キロになりますと、今の値段がかわらなければ八千二百万ドルくらいになるわけでありまして、かりに二千万ドルとすれば二五%だし、三千万ドルとすれば三割強といふことになると思ひます。

○始関委員 アラビア石油の問題につきましましては、だいいふ質問があつたやうでございす。さつきから申し上げておりましたように、日本の石油精製業はこつちやういふような問題に対して何か体質的に反発するやうな傾向にあるので、私は、たとへばサハラ原油とフランスの石油精製会社の関係などとはだいぶ違ふと思ひます。私の接合してゐるのは、通産省と違ひまして全面的でございせんが、ある石油精製会社の有力な社長なんかに関きま

す、アラビア石油は山下太郎さんを社長にする個人会社みたいなものだ。ところが一方親会社との関係では一〇%がひもつきといふ契約があるもので、そつちやういふ形ではないかにも自分らとしては引き取りにくい。そこで法律ではつきり引き取り義務を書けば、その引き取り義務の条項が一せいに発動しなくてもいいと思ひます。そつちやういふ形は一本引き取り会社のよりのものを作つて、その引き取り会社に公共的な性格を持たしたものにすれば、だいいふやういふやうなことを言つておるものがあるように思ひます。

それから大臣はまだおいでになりませんでしたが、同じ用途に当てられるエネルギー間に違つた価格がある場合は非常な混乱が起きると思ひますので、その引き取り会社に、比較的安い石油と、たとへばなままだきを認めるなら、そつちやういふものと割合につく国産エネルギーとプールさせるとか、そつちやういふ用途と役割とを兼ねさせたら比較的円滑にいくのではないかと思ひます。この点については、大臣たびたび御答弁になつたやうですが、簡単に

けつちやういふやうですが、簡単にただだといふと思ひます。

○佐藤内務大臣 最初の問題でございす。引き取り会社云々の御意見でございす。いろいろ私ども、根本の問題として構想といふか、工夫もいたしてみたのでございす。ただ、御承知のやうに、ただいままでが完全自由といふか、非常に野放しの業界でございす。その業界に急激な変化を与えることは、産業界にあり方といひまして、避けるべきが本来ではない

か。ことに自由経済のもとで発達してきたものが、統制的なおの強い業法が出て、もうそれだけで業界に与える影響は非常に大きいと思ひます。そつちやういふことを考えた場合に、どういふ処置がよろしいかといふのが、今回の立法になつたゆゑんでございす。私は、本来は自由主義経済の建前で物事を考へる、かやうに思つております。その立場から申しますならば、業界の自主的な協力といふことが望ましいと思ひます。ただ、業界もそれぞれの立場がございす。ことにまた日本の石油業界は外国資本によつて非常な支配的影響を受けておる、そつちやういふ状況でございすので、そつちやういふことを考へてみますと、ただいま申し上げるやうな業界の協力を求めるとか、あるいは自主的な建前についての活動を願ひにいたしまして、これはなかなかできることではございせん。そつちやういふことを考へますと、石油の全体的な消費計画を需給計画といふものは必要だろし、さらにまた国内エネルギーとの競合の立場からの総合的な観点に立ちますと、やはり国家的な意思が働かざるを得ないだらう。こつちやういふところから業法を設けたわけではございす。ただいま申し上げるやうな基本的な一つの側面を持つておる、この点を御了承いただきたのでございす。

第二点の問題につきましまして、高価につくエネルギーと、それから低廉なエネルギー、これはそれぞれの特徴があるものでございす。また、それをいろいろ工夫いたしまして、単一化できる場合となかなかできない場合がございす。ことに国産の原油は、いかに努力いたしまして、その努力の限

度というものはおよそわかりません。他の観点に立つて、競合エネルギーである石炭などを見ますと、これまたいろいろ合理化を進めて参りましたが、おのずから限度がある。ところが、国際原油と比べると、外国原油はそういう事柄とは別に、特に最近はいわゆる競争価格を現出しておる。だからこういうものを価格を単一化するとか、あるいは均一化するとか、あるいは努力をすることが、努力はいたすにいたしましたが、およその見当はつかない、こういふ程度に差額はやむを得ない、こういふように実は思ふのでございます。そういう場合に、価格の面でこれを均一化する努力をするよりも、高いものと安いものとを消費者自身が適当なプロポーションで消費することによって、そこに経済的な一つの価値を見つけて得るのではないかと。そういう方向がいわゆる自由経済のもとにおいては望ましいのではないかと。ただ政府がどの程度意欲し、勧奨し、その勧奨をいたしました場合でも、業界自身がどれだけ政府の意向等に協力してくれるか、こういうことが実は問題なんじゃないかと思ふのでございませう。だから、たとえば、電力用の燃料等については、本来あれは安い石油を使う。そしてそれがなまだきである。もちろんなまだきはまだまだ技術的に確信があるとは思いませんけれども、その議論は別としても、なまだきである方が安い、あるいは石油の方が安い、こういうことがあるし、さらに石炭の場合は高いとかいうことがございしますが、それらを総合して使うことによって、適正な電力を供給し得る、こういう建前が望ましいだらう。そういう

意味で業界に指導し、ただいままでその方針を実は変えておるわけではございません。ただ非常に危険あるいは心配をいたしますのは、経済界が協力してくれておる間は問題がないのでございしますが、その協力ができないというふうな状態になったらどうなるか。その状態を今考えると、ただいまの法制下においては、それに対処する道はないというところでございします。私は今日の状況のもとにおいて、政府は確信なしに業界の協力を得ないのだ、こういうふうな見方はしておりません。やはりわれわれの考え方については、大かたの財界は協力してくれていて、またその協力は今後も続け得るものだ、かように実は思つておる次第であります。

○始末委員 ただいま大臣の御答弁の中にお触れになりました点で、非常に重要な点がございました。たとえば消費者としての電力会社の中で、高い石炭と安い石油とを一種のプール計算させる、こういう御構想を非常に詳しくりとお述べになったのでありますが、実はこの問題につきまして、今まで森政務次官その他局長といろいろ議論をやつておつて終つたところなんです。重要な点ですから、この点だけ繰り返すことになりませんが、大臣にお尋ねしたいのです。

電力会社とところでプール計算させるとおっしゃいますが、電力会社は二千万トンなり二千三百万トンを引き取る。それから千二百円引き下げの過程においては、年次別にきめられた価格で来ている。こういう約束をしていと思ひますが、そのあとの問題の価格については、何ら了解しておらぬようにございします。むしろ、石炭委員会に太田垣さんなどが電気事業連合会の会長という資格で出て参りました。が、太田垣さんの見解では、やはり石油が下がれば、六千円になろうが五千五百円になろうが、それと見合ふ価格でなければならぬということに非常にびっくり言つておりました。私もそれは不都合だということ、特に石炭は千二百円プラス・アルファで引き下げの余地があるだらうけれども、そのアルファというものはあまり大きいとは思われないということを追及しました。が、見解を改めずに参りました。それからこの間、二、三日前ですが、中川君、もと役所にいらして、専務理事ですが、これが参りまして、やはり同様な趣旨のことを言つておりましたので、大臣の言明と電力業界のお話とはちよつと食い違つておりますね。

それからもう一つ、電力業界も、大臣のおきめになる料金というものは非常に窮屈ですが、むしろ安いものを買ふべく、あるいはたいてい買ふべく努力をするのが会社にとって必要なんです。必ずしも大臣のおっしゃる通り、安いものと高いものとが必要者としての電力業者のところでは思へない。またそういうふうな方法があれば、何も関税を上げたり、あるいは石油についてある程度の高価格政策をとつて、石炭とをバランスというものを考える必要もなからうと思ひます。重要な点ですから、繰り返しますけれども……。

○佐藤国務大臣 ただいま言われるような、業界の自由にかかしておけば安いものを使う、また石炭も安くしなれば私はごめんこうむる、こういうことはもちろん端面的な表現だと思ひます。業界まかせをすればその通りだと思ひます。かつてといひますか、昨年関税引き上げに際しまして、そういうふうな意見が多分にあつた。この関税引き上げは、むしろ自分たちの値段を上げることによって、石炭自身の不振を救ふのか。その際業界が明らかに申しておりましたのは、安いものは安いなりでいいじゃないですか、また高いものは高いなりでいいじゃないですか、そこで私も一緒にして使います、ということ、これは本来の姿はそうだと思います。ここに政治があり、経済界の協力があり、また国内資源と外国から入ってくるもの、いろいろ区別して扱うこと、ただ単に外貨の支払だけの問題ではございしません。いろいろの面から、各種の雇用安定の問題もありまして、あるいは国内産業育成の問題もあります。だからそういう点はそこをよくお話しすれば御理解はいただけるのだ、かように思ひます。しかし、これは限度なしにはなかなかできることではございしません。もうすでに質疑応答を重ねられたのだと思ひますが、電力用の石炭を三百万トンふやすというふうな話も、この値段自身をばりきりきめていないと、かように御指摘ではございしますけれども、ただいままでのところ千二百円引き以下に下げた値段は指示してはございしませんし、しかも千二百円引きは三十八年においてこれが完了するということでございます。そういうことを考えてみますと、財界の協力を非常に危険視するよりも、せつから協力方向に向いていけるものは、政府が総合的な見地からそれを進めていくということが実は望ましいのではないかと、かように私は思つております。ことに今まで政務次官を初め政府委員等が答弁したことだと思ひますが、石油と石炭を競争さすというふうな処置はとる考えはございせんので、ただいま申し上げるような方法で進めていきたい、かように思ひます。

○始末委員 大臣の御趣旨がまだ電力会社に不徹底なようですから、一つ十分御指導あらんことを希望申し上げます。

実はこれはもう御答弁は要りませんが、この間、中川君が出て参りました、電力業者としては石油の価格と石炭の価格とをよつちやう比較するだらう、その場合に四割に見合ふ分を払い戻しますね。その安い方の価格で石炭と比較するの、あるいは原油関税がフルにとられたもので比較するの、と聞きまして、もちろん安い方と石炭と比較するのだ、こういうふうなことで、大臣のただいまのお話とはまるて逆な方向に電力業界は向いておるといふことをちよつと指摘してこの点は終わります。

もう私の質問は終わりの方でございますが、もう一点大臣にお尋ねしたいのでございします。ソ連石油に対する御方針は前に伺いました。日ソ石油のバランスというのを考えて参るんだというお話でございします。これはさつきから私の主張をお聞き取り願わなかつたわけではございしますが、石油業界の安定、特に価格の安定という点から見ますと、やはりソ連石油というのはさしあたり市場を乱さぬとしても、乱し得る可能性の非常に大きな時限爆弾のような要素を備えたものであるという

ことは言えると思うのでございますね。もう一つは、これはもう御承知の通り、相手方の、つまりソ連側の都合次第で数量、価格ともにどうにでも動くという、非常に政治性の激しい商売である。こういう点から見まして、私はソ連石油については、その依存度があまり大きくなることは望ましくないと。その点は通産省が学識経験者としておられる方々の意見の中にもあるわけなんでありまして、かりに望ましくないとしても、目下のところでは有効な規制措置がないようではございませうけれども、考え方としては、やはりどうも貿易のバランスというだけでは不十分なので、あまり貿易の依存度が大きくなって一割五分にも二割にもなるというところは、どうも望ましくないと。思うのであります。いかがで

「早稲田商工委員長退席、有田石炭対策特別委員長着席」

○佐藤国務大臣 いろいろソ連油についての御議論がいろいろございまして、しかし、私はすなおに見たいいのではないかと。すなおに見るといふことはどういふことか。ただいま日ソ間の貿易、これも拡大方向をたどっております。しかもこれが基本的に私どもは日ソ間で貿易のバランスがとれるように、こういう建前から必要な品物を輸入しておるわけでございまして、その中で石油の占むる割合、あるいは木材なり石炭なり、その他のものがどういふふうにかつむるか、これはそのつど交渉してきめるといふことが望ましいのではないかと。今日の状況で、それじゃそれを非常にふやしたら一体どうなるか、これはバランスが果た

はとれません。これは当分とれつこない、これははつきり申し上げます。そういうことを考えますと、今御懸念になるような一割五分にも二割にもなるという事態にはなかなかならない、こういうふうに思います。これをあえて押えるというふうな特別な措置から生ずる結果ではございせん。また輸送の力自体から見まして、貿易の力、日本へ送り出す力等から見まして、おのずから限度があると思ひます。また日本国内において製油をしておりますもの等も限られたような今日の状況で、これまた限度がある。だから今からソ連原油は非常に危険性があつた、これは将来永続的な供給がないんだというふうなことを心配するとは、これは私実態を少し無視したものでないか、かように思います。

これは少し余談になりますが、たまたまの東欧の諸国へ売っておるものが高いという点で、私、ソ連の大使にはつきり言つたことがあるのです。おれの方は自由主義の諸国の内であるので、大へんしあわせなんだ、もしもおれの方が共産國だつたら、東欧の諸國へ売つたように高い油を売らざるうけれども、おれの方は幸いに安いらんだ、そういうことは笑つたことございまして。そういうふうな事情にあることもやっぱり考えなければならぬ。そして、独占された暁においては、一つの問題が起るのだ。そういう問題が一つあるということをよく念頭に刻み込んでおかないと、扱い方が間違つてくるのではないかと、かように私は思ひます。

○始園委員 大臣に対する質問を終わりました。鉱山局長にちよつと二点お尋ねをしたいと思います。一つは石油政策に対する学識経験者の意見、あなたの意見ではなくて、学識経験者の意見です。通産省が学識経験者として認めておられる方々の意見だから、あなたも御存じだろうと思ひますが、三つの(2)なお、この際、石油の関税収入をエネルギー対策に使用すべきであるとの前回提出した意見をもあわせて考慮すべきである。というところが書いてあります。私は学識経験者の意見というものは、総合エネルギー的感覚が非常に欠如してゐると思ひます。石油の関税収入というものをこ

それで、その際の答申の趣旨は、石油の関税というものは、本来、特に原油については安ければ安いほどいいんだ、無税であることが理想なのである。石油製品の関税は別です。しかしながら、今の石炭対策の要請から見ると、この際、暫定的に現在の六割の暫定税率というものを基本税率まで戻すことが当面としては必要であらう。その際いろいろな条件をつけたわけでは、そういうた石炭対策並びにエネルギー対策のために本来は無税であるべき原油関税を一〇%にするのであるから、石油による関税収入というものはエネルギー対策にあげて使用すべきである。あつてと申し上げる意味は、単に今度六割から一〇%に上がつた四割分だけではなくて、根っこから使用すべきである。エネルギー対策にという意味は、石炭対策はもろん重要な問題でございまして、石炭対策だけでなくて、エネルギー対策全体として使用すべきであるといふこととございまして、従つて、今後さらに上げるという考えはこの中には全然含まれておらない、こういうこととございまして。

○始園委員 森政務次官にもう一つ伺ひますが、先だってからの議会で長谷、中川両君から、エネルギーの安定供給という見地から、原油について何か貯油義務を課すべしという議論が非常に強く主張されておりました。これは外国でもある程度やっておるようですが、日本では貯油義務を課するといふことは言うべくしてなかなか実行困難であると思ひます。ただし、エネルギー

もう一つの面ではばい誤解を受けるものには、ソ連原油は安いのだ——なるほど現在非常に安くございませう、しかしながら、ソ連原油がそれじゃ至るところに対して安く供給されておるか。かように申しますと、ソ連原油が独占しておる市場においては高い。この事実を忘れては相ならないのでございまして、現にソ連の東欧諸國というものは、日本に売つておるものよりもさらに高い、この事実だけはお互いにはつきり認識しておかなければならぬ。今日の競争の状態のもとにおいては確かに安いのであります。だからその点は当方はソ連原油を毛ぎらいすることなく、実態を十分見て、そして役立つものは当方に役立たず、これがいわゆるすなおな見方じゃないかと思ひます。

これは少し余談になりますが、たまたまの東欧の諸国へ売っておるものが高いという点で、私、ソ連の大使にはつきり言つたことがあるのです。おれの方は自由主義の諸国の内であるので、大へんしあわせなんだ、もしもおれの方が共産國だつたら、東欧の諸國へ売つたように高い油を売らざるうけれども、おれの方は幸いに安いらんだ、そういうことは笑つたことございまして。そういうふうな事情にあることもやっぱり考えなければならぬ。そして、独占された暁においては、一つの問題が起るのだ。そういう問題が一つあるということをよく念頭に刻み込んでおかないと、扱い方が間違つてくるのではないかと、かように私は思ひます。

○始園委員 大臣に対する質問を終わりました。鉱山局長にちよつと二点お尋ねをしたいと思います。一つは石油政策に対する学識経験者の意見、あなたの意見ではなくて、学識経験者の意見です。通産省が学識経験者として認めておられる方々の意見だから、あなたも御存じだろうと思ひますが、三つの(2)なお、この際、石油の関税収入をエネルギー対策に使用すべきであるとの前回提出した意見をもあわせて考慮すべきである。というところが書いてあります。私は学識経験者の意見というものは、総合エネルギー的感覚が非常に欠如してゐると思ひます。石油の関税収入というものをこ

○始園委員 森政務次官にもう一つ伺ひますが、先だってからの議会で長谷、中川両君から、エネルギーの安定供給という見地から、原油について何か貯油義務を課すべしという議論が非常に強く主張されておりました。これは外国でもある程度やっておるようですが、日本では貯油義務を課するといふことは言うべくしてなかなか実行困難であると思ひます。ただし、エネルギー

○始園委員 森政務次官にもう一つ伺ひますが、先だってからの議会で長谷、中川両君から、エネルギーの安定供給という見地から、原油について何か貯油義務を課すべしという議論が非常に強く主張されておりました。これは外国でもある程度やっておるようですが、日本では貯油義務を課するといふことは言うべくしてなかなか実行困難であると思ひます。ただし、エネルギー

ギ一源を原油という形で貯蔵するのは非常に困難ですが、これをウラニウムという形で貯蔵するのは比較的容易だと思ひます。だから、その意味で、ウラン鉱を外国から輸入した場合についても、これは貯蔵がきくという意味では、国内にあるエネルギー源と同じような役割を持つておる。私はそういう意味で、諸外国、特にエネルギーの安定供給について非常に神経を使つておるイギリスあたりでは、原子力発電等も非常に一生懸命やつておると思ひますが、日本の現状では、原子力発電というものについてはきわめて消極的で、かつ不熱心であるように見受けるのであります。これは通産省所管ではありませんが、ちよつと御所見を伺ひたい。

○森(清)政府委員 私ほまことに不勉強でございますが、その点はよく研究はしておりますが、ただ私が聞いております範囲内を参考にして意見を申し上げますならば、確かに日本の現状は、原子力発電については積極的な研究なり施策なりを講じてないと思ひます。従つて、今日私どもはその問題について大きな関心を持つております。

○樋詰政府委員 原子力発電につきましては、先生御承知だと思ひますが、今後十年間、四十五年までに約百万キロワットを試験的に開発する、その次の十年間に六百五十万ないし八百五十万程度を開発するという事になっておりますが、貯蔵ということになりますれば、確かに石炭の三百万分の一の量でいいわけでございますので、そういう万一の場合というよりなことを考へました場合には、将来原子力が相当

電力その他のエネルギー源として安全に活用されるというふうな時代になりましたときには、それはお説の通り、原子力燃料の貯蔵というふうなことは真剣に考へてみる必要があるのではないかとと思ひます。そうすれば、相当長期間、かりに海外からのあれがとどるというふうなことがありまして、打撃は非常に少なく済むのではないかとと思ひます。この点につきましては、十年間くらいはまだ試験段階でございまして、その間ゆつくり一つ研究したいと思ひます。

○始閣委員 どうも政務次官も公益事業局長も原子力発電についてはきわめて冷淡であるという感じがわかつて、遺憾の意を表明しておきます。

〔有田石油対策特別委員長退席、中村(幸)商工委員長代理着席〕

最後に公益事業局長に、これはいささか陳情的質問のきらいがあるのですが、附則の第二条の経過の規定に関連する問題なんですが、本文の第二条の定義の中に、石油製品の中に潤滑油を含まない理由はいかがでありますか。

なお、潤滑油業者の中には、原油の入手さえできれば、法律にいう石油製品の製造が可能となるものもあるというふうに聞いております。つまり今は原油の輸入が自由でございませぬ。ですから潤滑油だけ作つておりますが、原油の輸入が自由になれば、現存の設備だけで、当然他の、ここに指定してある石油製品を製造することができるとありますが、どういふふうに聞いておりますか、どういふふうにおくを処置されるかということをお伺ひしたい。

○川出政府委員 潤滑油の製造業につきましては、第二条の定義の「石油製品」に入れておりませんものですか。業法の対象外になるということでございます。潤滑油業者が将来燃料油の生産をする、従つて、この法律の適用になる場合があるかもしれません。その場合には潤滑油業者の立場をよく考へまして、運用の面において十分その立場を考へていきたい、こういうふうにお考へします。

○中村(幸)委員長代理 次は岡田利春君。

○岡田(利)委員 大臣がおりません、時間もありませんから、ごく要点を御質問申し上げたいと思ひます。

私は、まず、今回政府から提案された石油業法を出すに至つたその背景といたしまして、そういう問題についてまづお伺ひしたいと思ひます。私は、やはりこの石油業法を出す背景として、石油は、これはもう世界の商品でありまして、そういう国際的な関係が十分考慮して、この石油業法というものをやはり考へられたと思ひます。そこで、まず基本的にも、大事なのは、そういう国際的な石油資本、こういう動向なり現状の認識は、政府あるいは通産省として一体どういふ認識をしていくかということ、も、やはり基本的な問題ではないかとと思ひます。そういう点について、大臣がおりませんから、担当者から見解をまず承りたいと思ひます。

○川出政府委員 現在わが国の原油は、九八%強を輸入に依存をいたしております。この率は今後ふえる方向ではないかと思つておるわけでございます。

その意味で、海外の石油資源に依存する度合いというものは強いわけでございますが、現在、海外の石油の資源の開発、販売等は、いわゆる国際石油資本、七つの大きな石油会社がございまして、その過半の支配下にあるわけでございます。やはりこのような国際石油資本、従来もそうでありましたけれども、協調関係を基にしなければならぬ、この点は重要なことだと思ひます。しかし、わが国の石油の消費は、世界でも一番伸びが早いといわれておまして、最近、戦後十数年の間に、石油の事情も徐々に変わつて参りました。売り込み競争が激しくなつてきておる。世界的な原油の過剰傾向も反映しておるわけでございます。そういうことになりまして、

協調といふことを基本にしながら、わが国の石油行政もまた、国家的見地に立つて弾力的に運用をしていかなければならないと思ひます。しかも自由化といふことになりまして、今まで外貨割当制度によつていろいろな行政措置なり保護措置なりをやつて参りましたが、そういう障壁がなくなるわけでございます。必要最小限の法的措置をとる必要があるというところが、立法の趣旨でございます。

○岡田(利)委員 私は、特にその国際的背景として実はお聞きしたいのは、一昨年十一月四日、アメリカにおいて、いわゆるアメリカの独禁法違反の件で、スタンダード・ニュージャーシー、ソコニー・モービルあるいはスタンダード・カリフォルニア、テキサスコ、ガルフ、この五つの会社が法廷で係争して、その結果、スタンダード・

ニュージャーシー、それからガルフが一応同意をして、これは係争をやめたわけなんです。そのことによつて、わが国の石油市場でスタンバックも解体というものが進んで二つの会社ができて、これがおそらくわが国の精製会社である東燃の会社の分割と言ひますか、そういう方向にまで発展するのであるわけでありまして、従つて、この残つておる三社については、今日まだこの問題の根本的な解決がされてない、私は理解しておるわけなんです。そして、そういう面から見て、いわゆる世界の七大会社といわれる大石油資本が現在国際的に見てそれぞれの市場において協調しつゝ支配をしておる、私は、

こういう見方をするわけです。ですから、こういう国際石油資本の動向に対する基本的な認識といふことが、やはりこれから石油に対する政策を進めていく場合に最も大事なポイントではなからうか、このように思ひます。政府は、そういう点についてのどういふ統一した認識、見解を持つておるか、この石油業法を出すにあつては、少なくともそういう点について十分検討され、認識を統一しておるのではなからうか、このように私は考へるわけなんです。いかがですか。

○川出政府委員 ただいま申し上げましたように、国際協調を基本といたしまして、国際石油資本の力もこれは相当の力を持つております。また、最近、新しい業者の進出も目立つておるし、あるいはソ連の石油の自由市場への進出も目立つておるというふうな、いろいろな新しい現象もあるわけでございます。ただいま御指摘のよ

うな点は当然念頭に置きつつ、またその他の新しい要素も加味しながら、日本の国の石油の行政を一段新しい方向に持っていくというような考えを持っております。

○岡田(利)委員 端的にお聞きしますけれども、いわゆるソビエト石油の問題やあるいは今度問題になっているアラビア石油、こういふ新しい動きもあり、あるいはまた、それ以外の動きも若干出ておるわけですから、認識の問題として、今日、国際石油カルテルと一般にいわれているそういうものを一体認めておるのか、そういうものがあるという前提に立って物事を考えられておるのか、この点はいかがでしょうか。これは端的に質問します。

○川出政府委員 国際石油カルテルという言葉は、人によっていろいろに使われておまして、一般的には、最近では、いわゆる巨大な国際石油資本の代名詞のように使われている場合が多いかと思ひます。しかし、これは法的概念として、拘束力を持つカルテルがあるかないかという点になりますと、これはなかなか実証がないのでございませう。私もよく勉強しているわけですが、いろいろな説があつて、どうもわからないということじゃないかと思ひます。

○岡田(利)委員 しかしながら、従来いわれている七社といふか、大石油資本といふものは、国際的にずっと市場を検討していきまうと、協調しつつも、あるいは自分の市場の支配といふものが行なわれている。少なくとも相反発、相競争し、骨肉を分けて、とにかく凄惨な競争をしているとまでは、国際的にいいますといかぬわけですね。

そういう理解に立つのが正しいのじゃないか、こういう理解を私は持つていけるわけですね。そういう理解でよろしいですか。

○川出政府委員 その辺もよく私はわからないうわけですが、国際石油資本の相互でも相当激しい競争があることは、これは日本の市場に殺到してくる場合の状況でもわかるかと思ひます。が、さらに、その背後で、国際石油資本の間で、いろいろな話し合いをして、共同行為をやっているかどうかというところになると、わからない、それを実証するものがないというのが一般的な説ではないかと聞いております。

○岡田(利)委員 現在、欧米の石油資本あるいは石油産業に関連のある多くの人々の間では、こういうことが言われておるわけですね。それは、第一点として、マルコポーロの東方見聞録ではありませうけれども、黄金の国日本は、今日われわれ石油資本にとつては黄金の市場である、こういうことが大衆定説のようにいわれている、この問題は聞いておるわけですね。それから第二の問題としては、アラビア石油は、これは海外石油資源開発の面から考えると、非常に異常な偉大な成果であつて、非常に成績がよ過ぎる。こういう点でこれはちよつと今までの開発から見ても非常に飛び抜けておる。一油井当たりの噴油量から見ても、すばらしいものである。このことが今日世界の石油資本から見ても、あるいは石油市場から見て、非常に大きな脅威になつておるといふか、相当なセンセーションを巻き起こしておる。この点については認識は大体同一ではないか、このことは理解するわけですね。それから第三の

問題は、日本の場合は、石油については黄金の市場であるけれども、特にそのうち最も石油を使う産業は電気産業であるわけですね。おそろく昭和四十五年度には、石炭換算で七千五百万トンくらいになりますか、そのくらゐの量を使うわけですね。これはおそろくその時点における輸入量の五〇％に当たるわけですね。従つて、特にそのうちでも日本の電力産業をまづねえといふのが、これまたどうも世界中どこでもさやかれておる言葉である。こういうことを実は私は聞いておるわけですね。そういうことをいふと、日本の場合には、世界の石油市場から見ても、とにかくもすぐ石油の需要量といふものは急速なテンポで伸びている。それだけに、日本の場合には、もっと特殊な条件の中に立たされておるという工合に私は考えるわけですね。そういう認識に立つ場合に、この石油産業の秩序に關しては、そういう点から考へて、単に石油だけを考へて政策を確立する、政策を進めるといふことも非常に問題があるのではないかと、こういうふうに私は理解するわけですね。そういう面から意見を述べたわけですが、これは国内的にエネルギー産業別に検討して、そういうことになるわけですね。

従つて、これに対処していくものとして、今回こういう石油業法を政府は提案したわけなんです。しかし、これだけで十分や得るという判断を持つておるのか、少なくともそういう国際的な面あるいは国内的な面から考へていくと、この石油業法自体が、何か一歩も二歩も後退したような形で提案されておるのではないかと、まだまだ欠けている面がある、こう理解するわけですね。ですから石油業法を提案するにあつて、これによつてこれから日本の石油産業について、政府はこの方針で政策を進めていくという考えなのか、これを土台にしてさらに積み重ねて、これからの石油産業に対する政策をより具体的に確かなものにしていくという考えなのか、どういふお氣持でこれを出されたのか。

○川出政府委員 なかなか政策問題として重要な問題でございまして、石油業の一種の統制法規でございまして、事業許可制、設備許可制、あるいは事業計画に対する変更の勧告、これは常時やるわけではございませう。その他標準額の告示、これも常時ではございませう。そういうようないろいろないわば統制色のある立法でございまして、自由主義経済のもとにおいてはいろいろな批判もあるかと思ひます。そういうことを総合的に考へまして、政府の提案は必要最小限のものとして、この法案に盛り込まれておるいろいろな事項を弾力的に活用して、できるだけ今御指摘になりましたようなむずかしい問題に対処したいというのが、われわれの考えでございませう。

総合エネルギー的な問題ということがあると思ひますが、この石油業法について、総合エネルギー的な見地が全然ないかと申しますと、これは提案理由のときに大臣から申し上げたわけではございませうけれども、この石油業法の運営の大黒柱である石油の供給計画、五十年の長期見通しを毎年立てていくわけではございまして、その際に石油の立場からだけでなく、他の動力源なりエネルギー源といふものの需給状況を十分に勘案して定

めるという条項を一つ設けております。その辺のところ、不十分であるかもしれないけれども、総合的な問題も十分審議したいと考へております。

○岡田(利)委員 これは企業局の方に聞いた方がよいかと思ひますが、いろいろ石油政策については、その機能なり、あるいはまた政策なりが、ヨーロッパの諸国によつてそれぞれ違ひがありますが、もちろん自国の石炭産業を国有営にしておるところもあり、イギリスのように、電氣まで国有営の場合もある、そういう点でずいぶん違ひがあるものでありますが、やはり今の資本主義の国でとつておる政策といふものは、一般論からいって、大衆国際石油資本とある程度協調しつつ反発しておると思ひますか、反発しつつ協調し、協調しつつ反発しておる、こういうような関係だと思ひます。内容はそれぞれ各国によつて違ひますが、大体そういうことではないかと思ひます。そういふと、この石油業法をずっと読んでみまうと、今何かものすごく国際石油資本に反発して作つてある法律だ、世上こういふ人が非常に多いわけではあります。しかし、どうもずいぶん抜けておるわけですね。だから反発するにしても、ずいぶん抜けた反発の仕方をしておるというふうに実は理解しておる。もちろん出発としていろいろな事情からこういふ法律案に私はなつたと思ひます。しかし、長期的にこれから日本がエネルギーで一〇％も伸びていく、そのうち油がものすごく大宗を占める、将来半分を占めるというところになつて参りますと、やはり石油産業に対する政策というも

めるといふ条項を一つ設けております。その辺のところ、不十分であるかもしれないけれども、総合的な問題も十分審議したいと考へております。

○江上説明員　ただいま岡田先生がおっしゃいました通り、ヨーロッパ各国ともそれぞれやり方は違いますが、石油を全く自由放任にしておる国はございません。それで今回石油業法を提案いたしましたのも、欧州諸国調査団を通産省が出しましたので、欧州各国の状況をつぶさに見ていただいた結果、こういうものが必要であるというところで通産省の政策として出したわけでございます。これでは不十分ではないかという御批判でございますけれども、ヨーロッパの各国を見ましても、法律によって非常に厳重に規制し

す。またイギリスのように全然法律のない国もあります。それで国家資本と
いうものが三大石油資本のうちの二つ
に入る、それによって事実上、政府と
うらはらになって、そういうものを通
じて石油をコントロールしていく、こ
ういう国もある。それからドイツのよ
うに、そういうものほとんどなくて、
たまたま石炭資本が非常に力が強い、
それが石油にも進出しておる、そ
ういったいわゆる国策会社ではないけ
れども、民族系の資本が非常に強いた
めに、やはり石油の市場の一定割合と
いうものを国の影響下に事実上置いて

○岡田(利)委員 説明は納得できませんけれども、あまり聞いてもしけないようにですから、次に進みますが、わが国の油の消費というものは、非常に重質化しているわけです。その最大の理由は、昭和四十五年度には油の半分は電力でなく、こういふことです。極端に重質化する傾向にある。ですから所得倍増計画を見ましても、原油の輸入に対して石油製品の輸入、これはほとんど重油が占めると私は思うのです。これが昭和四十五年度には国内産原油の五倍くらいの量を実は輸入するわけです。そういう計画になってお

者について、販売についてもただ単に
届出をすればいい、こういうもの考
え方は、これからの政策の見通しにつ
いて、私は誤っているのではないかと
いう見解を持っているのですが、そ
ういふ点についてはいかがですか。

○川出政府委員　石油製品の輸入の見
通しでございますけれども、これは長
期見通しではそうふえないと思いま
す。消費地精製主義、これは各国が戦
後採用している一つの原則でございま
すが、わが国においても、原油を輸入し
て、そうしてガソリンなり灯・軽油な

す。

○始関委員 関連してちよつと伺います。すが、今のお話は、例の学識経験者の答申の中にありますが、重油の輸入については関税の問題を考慮すべし、これは石油の中だけを考えた二種の総合政策ですが、しかし、エネルギーは相互に関連がある。ですから、重油について考えるとすれば、原油そのものについてでも考えなければならぬ。これでは全く片手落ちです。しかもこれは学識経験者としてあなたの方があがめ奉っている人の議論ですから、あなたが、に質問してもしょうがありませんが、

石油の方で総合的に考えていこうというのですけれども、エネルギー全体としてはそういう考え方が全然ない。しかし、やはりそういうものを考えるとするれば、原油関税なり、あるいは先ほどから意見が対立したままでしたが、バランスの問題が出ておりますが、その辺の關係は、どうですか。

○川出政府委員　やはり石油製品の価格の体系というものがございまして、最近では日本の重油も過当競争の結果、下がっておりますが、元来日本はガソリン安の重油高、外国はガソリン高の重油安というのが価格の体系ではない

か。最近、それがいろいろほかの事情でゆがめられたような格好になっておりますけれども、基本的にはそういう傾向にあるのではないかと考えるわけでありまして。従って、これは先生に對する答弁にはならぬかもしれませんが、製品の自由化ないし関税の問題については、これは石油精製業の立場からだけというわけじゃないかもしれませんが、検討しなければならぬ問題があると思ひます。

○江上説明員 鉱山局長の説明を補足して申し上げます。

始閣先生の御質問は、エネルギー懇談会の学識経験者の意見として、原油と製品との関税を、原油と石炭についてでも考えるべきではないか、原油の関税についてのもっと考えるべきじゃないか、こういう御意見だと思ひます。ところが、実は石油政策に関する学識経験者の中間報告の前に、石油政策に関する中間報告というのが昨年の八月三十一日に出されているわけでございます。そこにその関連について実は書いてあるわけでありまして、石油政策に関する中間報告では、原油と製品のことが書いておりませんが、この中間報告は、例の産炭地発電、揚地発電を中心とした石油政策に関する中間報告でございますが、この考え方は、エネルギーというのには一方において安いということが絶対に必要である、しかしながら、安いだけではいけないので、同時に安定供給という面を考へなければいけない。そうすれば、石炭産業というものをあまり小さくするということとは、エネルギー政策としてもよくない。従って、五千五百万トン規模は維持すべきである。ところが

消費者の自由選択にまかせれば非常に大きな過剰炭が出てくる。この過剰炭は、一つ電力業界が公益事業であり、しかも電力自体の観点から見て、安定供給という面が必要であるから、電力業界は無理しても石炭を引き取るべきである。そのためには産炭地発電ないし揚地発電をこの際採用すべきであるということが骨子になっておるわけでございますが、その際に、石炭については多少経済性から見ると石油より高くて引き取らせるのであるから、同時に重油についてはその値段を上げることは得策でない。従って、ちょっと読み上げますと、その懇談会の中間報告の五のところでございまして、「この場合石炭発電によるコストの上昇をカバーするため、他方において石油関税、重油消費税など電力用重油の価格を高くする措置は、原則として避けることが望ましい」。従って先ほど大臣が答弁されましたように、一方において高い石炭を買わせる、そのかわり重油も上げるということじゃ、これは往復びんたになる。従って、重油の値段と

社においてはそれをブールさせる、こういう思想が骨子になっておるわけでございます。その間に石炭と石油との相互性が無いというよりは、われわれとしては考へておらないわけでございます。

○始閣委員 あなたの説明納得いたしません、しかし、いいです。

ただ、公益事業局長に伺いますが、かりに百歩を譲って、消費者としての電力業者のところへ石炭と重油をブールするとしても、今のうちに窮乏な電力

料金じゃとてもできないのじゃないですか。

○樋口政府委員 私先ほど先生の御質問のときに申し上げるべきだったと思ひますが、おっしゃる通りだと思ひます。私先ほど行政指導あるいは資金の融通その他でできるだけめんどろを見たいというのを申しました。

御承知だと思ひますが、現在この四月から九割に下がりましたけれども、今まで一割の電気ガス税というものが、かつていたわけでありまして、そこで石炭で問題になりますのは、九州、北海道という産炭地は比較的安でございますが、東京、名古屋、関西といった中央三社並びに四国、中国、これは非常に近いところだから大したことはないわけですが、それらのところで今後はたして石炭を十分とってくれるかどうかというところが問題になるわけであり

ます。大体昭和四十年ごろ二千三百万トン引き取りとったような計画で参りますと、この中央の關係の五社で千三百万トン程度の石炭を消費するといふことになっております。ところが千二百円引きでは、実は六千円の重油に比べましてカロリ一当たり十八銭くらい、トンにして約千円割高であります。そこで千三百万トンの炭を千円割高で買えば百三十億だけコストが上がるという格好になるわけでありまして、ところが御承知のように電力の需用が非常に伸びておりまして、昭和四十年ごろの五社の電力料金は多分七千五百億から八千億近くになるのではないかと。従ひましてその九割をいたしますと、七百億程度の電気ガス税が取られるわけでありまして、もともと現在三割弱のものが産業用の重要産業非課税に

なっておりますので、七百億でなしに五百億くらいにあるいはなるかと思ひますが、いずれにいたしましても、五百億の電気ガス税が消費者から取られていく。ところが一方石炭を使うことによって割高だといふことからくるコスト・アップは二割弱で百三十億くらい。そこでもし通産省が年々主張しておりましたような電気ガス税というよりな悪税をやめることができれば、消費者に對してはむしろ値引きしながら、実際に負担を下げながら、しかも石炭が確実に二千三百万トンなりあるいは二千五百万トンなりを取つても、電氣会社には現在以上に経理上の圧迫を加えることにはならないといふことが出来るわけでありまして、これはわれわれ通産省の念願といひまして、何とか早く電気ガス税をやめていただきたいといふことを、政府部内で自治省とかけ合がってことし一割だけ下がったわけでありまして、今後さらにこの方面の努力を役所全体として続けていくといふことで、今のよりなことになると思います。今のは消費者の負担を下げながら今非常に心配しておられる石炭の消費といふものは約束の数量を引き取る。しかも電力会社は非常な損をかけることがなくて済むといふことになると思ひますので、そういう点につきましても、われわれ一そう努力して、約束した数量だけは必ずお引き取りをするといふように努力して参りたいと思つております。

○岡田(利)委員 先ほど質問したように、所得増進計画によりますと、石油原油の場合は大体目標年次で三・九倍くらいは量を予定されておるわけでありまして、石油製品についても大体三・

二倍くらいになるわけですね。それだけ量がふえるわけでありまして、三倍以上になることは間違いないわけですね。先ほど言つたように、大半の消費者は電力のおかげです。昨年の暮れ問題になった、電力業界としては原油だけの構想を実は押し進めておるわけですね。それは技術的に若干問題がある。あるいはサルファの多い原油だといふことに問題がある。原油の性質による問題もあるであらう。しかし、この点については大体私の聞いておるところでは、技術的には解決できるというところですね。そこで、先ほど鉱山局長から答弁をいただいたわけですが、重油の輸入についての長期的な見通しについては非常に問題があると思ひます。そうなるやましいことではないと思ひます。この点はだいたい見解が違ふのではないかと思ひます。それぞれの精製設備が将来大きく拡大されても、長期的に安定的に重油を輸入するといふことになると、現時点ではそうなるやましい問題ではないといふふうに私は理解するわけですね。そういう面から考へて、電力がいわゆる原油のなまだきをするといふことは、もちろん今は許可しないであらうけれども、むしろある時点に來ると、原油のなまだきについては踏み切るといふような考え方が通産省内部にあるのではないかと、そういうことを包蔵して政策をこれから進めていくという考え方に立つておるのではないかと、こう私は考へるわけですね。この点について公益事業局長から聞いた方がいゝと思ひます。が、重油の輸入の問題、原油のなま

だき

だき

きの問題、これら重質化していくわが国の石油事情から見てどういふ見通しを持っておるか、この点についてお伺いしたいと思ふのです。

○樋口政府委員 たいだいま電力としては、石油業界、それと大学の先生にお願いいたしまして、原油のなまだきをした場合、はたして技術的に不安はないかというその危険性の試験をしていただいております。これで危険はないという事になりますれば、われわれといたしましては、それが電力にとつて経済的であるという事であれば、これは先ほど企業局の江上参事官から申し上げましたが、ある程度高い燃料と安い燃料と抱き合せて、全体的なエネルギー・コストを下げるという点にも役立つのではないかと、この中で、それがもし技術的に大丈夫で、経済的にもほんとうに望ましいという事であれば、これは当然認めるべきだと思つております。これにつきましては、全体的なエネルギーの政策の総合的な観点から判断していただいて、大きな見地で大綱、方針をきめていただいた上でやりたいと考えております。

○岡田(利)委員 それぞれ局は所管が違ふから、希望と期待というものがまじつて答弁がされておるうちに私は理解するわけなんです。しかし、少なくともそういう問題については、ある程度の見通しがなくては、私はおかしいと思ふのです。そういうような、今局長が言われたように、エネルギーに対する総合性ですね、こういうものがやはりないから特に問題になつておるし、エネルギー懇談会あたりで、そういう何か、どういふ機関が私知りませんけれども、そういう懇談会で、エネ

ルギー政策について答申をするという便法で、ワン・クッションを置いて、通産省がそれぞれそれをクッションにして調整をはかつていくとか、そういう便法措置を講じておるうちに思ふのです。どうも通産省はエネルギーについては自信がない、そういう感じを私は実は強くするわけなんです。ところが、だれに聞いても、総合エネルギー政策の確立はどうしてもやらなければならぬし、早急にやらねばならぬ、こう言うわけですね。それはもう少しあとでいいですよと言ふ人は、私はまだ会つて聞いたことがないんです。ところが政府はやらぬわけですね。優秀な各局長クラスがどうしてもやらねばならぬと言つたら、これは大臣といえどもやらねばならぬと思ふんですね。ところが各局長間で、エネルギー懇談会といふものを省内で作つて、あるいはまた別個にエネルギー懇談会を作つておる。今度は産業構造調査会のエネルギー部会にする、こういうような構想のようですが、これでも私は不十分だと思ふのです。もちろん産業政策の中で、エネルギー政策というものは基本にはなるでしょう。しかし、今日エネルギー政策を進めていく場合には、やはりはっきりしたエネルギー総合政策を確立する方途と構想というものが私には必要ならぬと思ふのです。これは局では企業局の所管だと思ふのですが、一体そういう点について、こういう石油業法を出して、石油業法を見ると、各エネルギー相互間の調整をやらぬで、これは供給計画は立ちませんよ。だからそういう工合に書いてある。むしろ私はそういう点については、並行的にエネルギー基本法なりあ

るいはエネルギー審議会なり、そういう総合性のある一つの権威ある機関といふものがあつて、それぞれ産業間に合ふような理解ができるわけなんです。一体どういふ工合に考えておるか、日本の通産省は、お伺いしたいと思ふのです。

○江上説明員 総合エネルギー政策についてのお尋ねでございますが、今までは個別に石炭対策、石油対策というふうに打ち出して参りましたけれども、やはり一貫した、総合的な立場からの対策を打ち出してきたつもりでございます。しかし、今後それを国民の前に明らかにする、総合エネルギー対策の基本的な方向といふものを明らかにするといふことは、お説のように、今最も必要なことではなからうか、かように考えておりますので、先ほど御指摘のありましたように、エネルギー審議会を作れといふような御意見もございまして、目下のところ通産省として、正式に法律に基づく機関としては、産業構造調査会、それにエネルギー部会といふものがございまして、これは調査会という名前はついておりますけれども、通産政策の基本的な方向を打ち出すことを使命としたものでございまして、そういうものを活用すること、それからエネルギー審議会を作るのはいかどるかというところは研究中でございまして、何らかのそういう機構に諮りまして、総合エネルギー対策の基本的な方向といふものを慎重に検討して、なるべく早い機会に発表したい。その際にあわせてエネルギー基本法といふものが必要であるかどうか、あるいは必要で

あるとするならば、どういふ内容のものであるべきか、こういう点も検討したいといふことで、目下準備をしておるわけでありまして。

○岡田(利)委員 私はしかし、やる気がなければ、何年考えたらいいのかわからぬ、何年慎重に検討したらいいのかわからぬ、こう思ふのです。これはもう所得増計画を政府が出しておつて、しかもその中にエネルギーのある程度の長期的な見通しを立てておつて、その上にさらに何年も考え、何年も慎重にやつてきたわけですね。さらにそれ以上に慎重にせねばならぬという実は理由がわからぬわけですね。この最大の問題は何かですか。各エネルギーの価格の問題ですか。それ以外にありますか、お聞きしたいと思ふのです。

○江上説明員 たいだいま総合エネルギー対策という言葉では、まず各者みな一致しておるわけではございませんけれども、それに見込まれるべき内容になりますと、それと見込みが違つたことを考へておられるわけでございます。たとえば、石炭関係の方々の、労使含めて言われる総合エネルギー対策といふものと、一般の経済界です、経団連あたりの考え、あるいは事業者たる電力業界等の考え、それぞれ、むしろ反対といふような内容を含んでおる場合もあるかと思ふのでございまして。そういうた諸般の事情を考慮して、各エネルギー間のバランスを考えて、総合エネルギー対策といふものを多数の人々に納得してもらふような方向で考えたいといふことには、やはり相当慎重に検討する必要があると思ふのです。ただし、それには何年間もということ、は、われわれ毛頭考えておりませんの

で、これは一日も早く打ち出す。従つて、先ほどの、どの機関で検討するかは別としても、数カ月以内には方向を明らかにする、こういう方向で研究したい、かように思つておるわけでございます。

○岡田(利)委員 企業局長はエネルギー担当で、エネルギーの専門家だと私は承つておるわけですね。そこで、ではそのエネルギー政策の基本的な考え方、ポイントをどこに置いて考えられておるかをお聞きしたいのです。

○江上説明員 非常にむずかしい問題で、これは検討の結果を待つて申し上げるべきかと思ひますが、今までは通産省の政策を通じて一貫した考え方は、エネルギーの低廉なる供給というものが第一の要請でございます。それから第二の要請としては、低廉だけじゃいけないので、同時に安定的な供給、この二つの要請、それに付随して、安定的な供給に關連しまして、同時に社会問題ですね。雇用問題あるいは外貨節約問題、こういったものもそれにかからんとすると思ひますが、この二つの要請といふものは、非常に仲よく協調する場合もあるけれども、時に相反する場合もある。この間の適正な調整をとりながら、安定と安価といふものを同時に、その両方の要請にこたえていく、こういうところにエネルギー政策の基本的な方向を見出すべきじゃないか、こういうふうに考えております。

○岡田(利)委員 私はやはりエネルギー政策の基本的な考え方というものは、エネルギーは基幹産業でありますから、産業活動のいわゆる源泉でもありますし、そのわが国のエネルギーの供給体

というものは、まず完全な自立性がなければいかぬと思うのです。いわゆる他からの、他動的な支配を強く受けるというところは、まず一番先に排除しなければならぬと思うのです。そういう点では、自立性という問題が基本的にまず考えられなければならぬと思うのです。それと同時に、自立性があっても、長期安定的な総合的な供給体制というものがなければいけません。そういう意味では、安定供給という点については、これは意見が一致すると思うのです。それから第三には、安いということと安定ということとは、なかなかこれはむずかしいわけですね。これを合理的に解決しなければならぬわけですよ。そうすると、各エネルギーの価格という問題を、私は積極的に取り上げなければならぬと思うのです。これはあまりむずかしい問題であるから、これを積極的に解決するという意欲なり政策がない限り、なかなかエネルギーの基本政策というものはつきりしたものにならぬと思うのです。それから第四には、何といつても、そういう基幹産業なんですから、やはり社会性というものを、公共性というものを十分考えて、これをむしろ強めていくのが世界の趨勢だ。資本主義諸国においてもそういう趨勢にあると思うのです。こういうことがやはり基本的な考え方ではないかと思うのです。このように実は私は考えておるわけですね。しかしながら、今度の石油業法を見ますと、石油の供給計画というものは、それらの四つの問題について深くはないけれども、この供給計画を策定するという場合には、この四つの原則にいずれも触れておる問題なんです。

そうしますと、石油供給計画を作り、この審議会で審議をする場合、今のそれぞれの審議会、石炭は石炭の審議会があり、石油は石油の審議会があり、電力についても開発審議会があり、それからエネルギー部会がある、通産省内にはエネルギー懇談会という各局長クラスのある。ところが一体基本になってこれをやるかというふうになると、おそらく私は産業構造調査会のエネルギー部会だ、こうなると思うのです。そうであるならば、もう少し有機的に立法的に整備をして、少なくともそういう政策が確立されるまで、また政策を確立するための、そういう審議会というものはむしろ独立をさして、びつと連関性を持たせ、省内でもそういう態勢でエネルギー政策を打ち出すことができるように、むしろ積極的にこれらの問題の解明をはかるべきではないか、こう私は思うのです。この点についてはいかがでしょう。

○江上説明員 私は、エネルギー政策に関する審議会の問題と省内体制の問題と二つあると思います。省内体制をいたしましては、現在局長クラスを委員にいたしますエネルギー対策協議会というものを作っておりまして、これの世話役は企業局がやるということになっております。私個人としては、今の態勢必ずしも一番適当と言えないので、省内行政機構の強化ということもできるだけやってもらいたい、こういうことを常に要望しておるわけであります。それからもう一つ、この審議機構をいたしましては、先生御指摘の通り、石炭については臨時措置法に基づきまして、石炭鉱業審議会がありま

す。それから石油につきましては、石油審議会がこの石油業法に基づいてできます。電気につきましては電源開発審議会のほかに、三十七年度から電気事業審議会というものを作ります。それらはそれぞれ法律に基づく独立の機関でございますけれども、総合エネルギー対策の検討にあたりましては、やはりそれをそういった審議機構として産業構造調査会が担当するということになります。事実上これらの審議会はそれぞれ独立の使命もございまして、全部その審議会が分科会のような活動に終始するということではございせんけれども、総合エネルギー政策に関する限り、それぞれの審議会といふものは構造調査会エネルギー部会の分科会である、こういう性格のもとに運営して参りたい、かように考えております。

○岡田(利)委員 エネルギーの総合政策を進めるためにそういう立法措置を作り、強力な審議機構を作るといふことは、今日の声であり、地の声であり、人の声だと思つております。業界もあらゆる者がこのことを強く要望しておるわけですね。その期待にこたえられない政府の力のなさ、知恵がないのか非常に慨嘆にたえない、こう思うわけなんです。従つて、そういう点でも石油業法の石油の審議会、石油の供給計画をずっと検討して参りますと、今言つた構想で相補つて進めるのでしうけれども、そういう構想自体が過渡的なものである、こういう理解に立たざるを得ないと思つております。そういう意味で私はこれを受けとめておきたいと思つております。

そこで、総合エネルギー政策で問題になってくるのは、先ほど言つたように価格の問題だと思つております。これをどう、いかにとらまえるかということが、これからのエネルギー政策の場合に一番骨幹になると思つております。先ほど公益事業局長は電力問題についてはこうやると言つたが、もちろん当面電気産業は組織の再編成の問題と、料金体系の整備検討といふことが、このことが目下の急務になつてきたと考へるわけですね。一方において料金体系は原価主義をとつていくけれども、さつぱり原価主義において貫かれていくわけではないでしう。しかも内容的に見ると、小口料金と大口料金との問題点が出てきておる。あるいはまた特殊料金があつて、特にその方には料金的なサービスをわが国の産業構造の面からしておる。こういう矛盾も今の原価主義の中に相かかっているわけですね。ですからこのことをまず根本的に検討しなければならぬ時期に来ていると思つております。

一方石炭と油の関係では、石炭は油と競争できるのだというように今日見ている人は、わが国の場合にはないじゃないかと思つております。ただその言つて問題があるから言わぬだけであつて、合理化の進行過程にあるし、炭価引き下げの過程にあるから、はつきり言ふことを避けているというところではないかと私は思ふ。しかし、長期の見通しとしては、もう石炭の価格と油の価格が競争できるという見通しは今日ないと思つております。もちろん何か国際的に相当変動があつた場合は別ですが、ノーマルな状態においてはそういう見解が一般的な見解ではないかと私は思ふのです。そうすると油の価格と石炭の価格と電気の料金の問題、この三本の料金政策という価格政策というか、このものを連関性を持たして強力な政策を進めるといふことができない限りにおいては、総合エネルギー政策は成り立たないと私は思ふのです。こういう点については、特に価格政策の問題については、どういう検討をされてくるのか。油の価格については、著しく上がった場合と著しく下がった場合について、今度の石油業法では規定を実はいたしておるわけですが、その点についてはどういう見解を持っておるか。少なくとも現時点においてどういう方向でこれらを調整していくとするのか。今、ともかく単独立法されているそれぞれのものにまかしていきうのだ、当分様子を見て、それから総合的なエネルギー政策、価格政策を考へるのか。そういう意味なのか。

○江上説明員 エネルギーの価格の問題については、現在まで打ち出されてい

二百四引きの線までは、非常な困難はあるけれども、ぜひ石炭産業を合理化していく。しかし、千二百四引いたからといって石油と対抗できる値段には決してならないのであります。これはお説の通りであります。従って努力のぎりぎりの限度まで石炭の価格を下げてもらうけれども、それで石油とじかに裸で競争しろということは言わないう。それについては今の五千五百万トン生産ベースを維持できるように、政府としても経済界としても一緒に協力して需要の確保をはかる、そういう方向へ努力して参る。一方石油につきましては、もちろん安価をエネルギーという意味で価格が下がることは望ましいけれども、これが先ほどから始関先生の言われましたように、自給競争で各社がみな採算割れになって、石油産業自体の体質を破壊するまでに下がるとは決して好ましくない。従って、企業としてやっていける程度の範囲で、できるだけ安い石油価格というものを実現していくべきである。そのためにはやはり石油業法といったような必要である。それから石炭の合理化を進める上においても石油価格の安定ということが必要である。これが石油業法の一つのねらいになっていくわけでありまして、石炭対策を直接意図してはおりませんが、結果的にはそういう役に立つ、こういうことである。

それから電気事業につきましては、これは公益事業であり、政府が相当強力な法的な監督権を持っている関係上、そういうエネルギー政策の重要な手になつてもらわなければならぬ。そのためには石炭というものはできるだけ安くさせるが、そうむちゃな無理はいつてもらつては困る。石油についてはそう高くならぬように、これは価格を低位に安定させるというところで、政府の方としても努力する。しかし、電気料金につきましては、これはいろいろむずかしい問題でございまして、電気事業といえども私企業でございまして、電気事業が経営できないような料金に据え置くことは、やはり政府としてもすべきではないのじゃないか。そういう点からいって、電気料金の問題もやはり慎重に検討を要する、こういうふうな考え方で現在進んでおるわけでございます。

○岡田(利)委員 もちろん何でもかんでも慎重であることがいいでしょうけれども、そうゆうちやうなことも私は許されたいと思うのです。私は特にエネルギー政策の基本になるのは、電気事業に対する政策がどうしても基本になると思ふのです。そこで局長から伺つておきたいのですが、組織の再編成の問題はまず別にしても、電気料金についての根本的な改革といふますか、今電気料金の値上げについては、小口料金の値上げについては非常に抵抗が強いのです。これは物価がどんどん上がつていくからで、もちろん小口の電力料金なり大口電力料金が上がることもよつて、その結果物価が上がる、こういうことはもちろんありますけれども、今日の製造工業部門のエネルギー・コストから見ると、そう直接にはね上がるという工合に一般的に規定することは無理があるのです。もちろん特殊なものについては、そういう点があるでしょう。むしろそれよりも鉄鋼なんかの場合は、エネルギー・コストを問題にするならば、鋼材輸送なんかの流通関係を若干お互いに改めれば、むしろその方がぐつとコストが安くなると思ふのです。そのように考えていくと、私は今の原価主義によつて、小口電気料金、電灯料金が非常に割高になるということが解決されれば、伸びていく産業の状況から考えて、それは吸収可能ではないか。むしろ物価へのはね返りなんというものを、そう心配しなくてもいいのじゃないか。特殊な部門については重点的に考えれば、十分その点については解決できるといふ判断を私は持つておるわけなんです。ですから、今の原価主義を改めなうで、電気料金の問題を問題にすることは、非常に大きな問題、抵抗があるでしょうけれども、そういう電気料金体系を根本的に検討して改善をするといった前提に立つ場合に、私はそういう問題といふものは起きないのではないかと。そしてそのことを基点にしてエネルギーの価格政策というものを確立していく。そういう立場をとらない限り、なかなかこの問題は解決しないと思ふのです。こういう点について検討を進めておるのか、その点についての見解があれば伺いたい。

○樋口政府委員 ただいま電気料金は、御承知のようにコスト主義になつておられます。これはコスト主義が全然貫かれておらないのじゃないかというお話でございまして、一応われわれもいたしましては、コスト主義という建前をとる限り、たとえば大口電力が安く、小口が高いといふものは、それぞれ電気を送る場合にたくさん送つても少なく送つても、ある程度固定費はかかるわけです。それからまたエネルギー多使用産業になりますと、一般産業の使わない深夜、むしろたまった水を流すといつたようなときに使つてくれるといつたようなこともございまして、一応大口は大口なりに安い理由があるわけでございます。しかし、これは今のままでいいかということになる、これは確かに問題点がございまして、この国会で通していただきました先ほど江上さんから申しました電気事業審議会が近く発足することになると、思いますが、その中でわれわれは、電気料金水準は日本産業全体から見てもいかにあるべきか、それから電気料金の体系はどうあるべきかというところが、さしあたりの一番大きな問題であらうというので、できるだけ早く検討してまらうというつもりでおります。

それから、各産業に対する影響であります。これは一般的に申しますと、輸出品に占める電気料金というものは確かにせいぜい二〇程度ではないかと思われまして、しかしエネルギー多使用産業になりますと、たとえば電解電炉の製品なんかやはり三割以上占めるといったようなものもございまして、これは一がいに電気料金がある程度上がったからというので、その影響は一律に判断はできないと思つておりますが、われわれもいたしましては、できるだけ合理的な全体の輸出競争力に支障がないように今後やっていきたい。

なお、生計費に占める割合は御承知だと思ひますが、東京あたりでもせいぜい二〇以下ということで、非常に少ないのでありますが、こういうものにつきましては、今後ともわれわれは低く押えるようにやってきたい、こういうふうに思つております。

○岡田(利)委員 時間がありませんから、あと一、二点質問して終わります。問題は非常にエネルギー政策がわかれておるということに、私はきわめて問題がずいぶん重なるてきていると思ふのです。それだけに総合的に解決しなければならぬ。こういう情勢に追い込まれてきておる。こう私は実は理解いたしておるわけでありまして、そこでもう一つ特に伺つておきたいのは、石油の場合、昭和三十六年度の下期については、設備投資については一応一つの強力な行政指導もつておられる。従つて、昨年の実績を見ますと、大体精製については九〇〇程度稼働しておるようです。そこでこれから石油業法ができて、さらに新規の許可という問題が出てくるわけです。しかし、九州石油というものは、会社がすでに設立されて認可が押えられておるわけですね。認可をしようとしていないのですが、今の場合は行政指導で押えられておるのですが、こういう面と、それから全然新規にこの法が施行されてから精製会社をやりたい、あるいは設備を拡張したい、設備を新しく作りたいという場合とは相当違ひがあると思ふのです。そういうすてに法律が施行する前のものとしては、私の調査では九州石油ですか、これ以外にはないように思ふのですが、この点については、これはやはりそういう既成事実をして優先的に認められるという考え方に立つておるのか、この点についてまず伺つておきたい。

いっておるわけです。しかしながらこれを石炭価格とパラレルになるとこまで関税を引き上げようという考えはございません。ただ、原油と製品との関税体系というものについては、さらに検討して、将来手直しすべきである、こういう考え方であります。

での保護政策でいく。その保護の態様としては、一つは需要の確保といつた、先ほど大臣が言われました長期引き取り契約等もその一つの現われであります。多少経済性において問題なありませんが、需要を政府並びに経済界の協力によって確保していくことが一つと、それから石油産業はやはり合理化をして、企業努力によってできるだけの価格を低廉にしていこうという方向における努力は継続すべきである、そ

の際にしかし社会的な摩擦というものが起こる、従って雇用対策についても、従来の一般の雇用対策から見れば、画期的な観点で、国費を出しまして離職者対策等に力を入れていくということとで、そういう広い意味の保護政策でいくべきである、こういうふうに考えます。

それから国産原油につきましても、考え方は、基本的には同じラインであるかと思いますが、従って、現在石油資源開発会社というのがあって、政府

が出資をしてやっておるのも、これは一つの保護政策であろうかと思いが、こういったものをさらに強化していくべきであつて、関税という手段で、じかに競争できるところまでさせるということはたいまのところは考へておらないわけでございます。

○岡田(利)委員 これでは終わりますけれども、今の問題は、私は、簡単にすらすら言われたけれども、そう簡単な問題じゃないと思うのです。そこで特にこれらエネルギーの相互間の価格の調整という問題は、やはりある程度の基本が——何を一基本点にしてやっていたかということになりますと、非常にむずかしい問題でもありましようし、今の段階で明らかにできないだろうと思うのですけれども、しかし私は、これはもう少し深刻に一つ考えてもらいたい、検討してもらいたいということをして特に強く要望しておきたいと思うのです。

それから、実はこれから石油業法に關係する問題の、国内あるいはアラビア、スマトラの問題について質問をしたいと思つていたのでありますが、時間がございませぬから、その点は一応保留させていただきますして終わりたいと思います。

○中村(幸)商工委員長代理 これにて商工委員会石油炭対策特別委員会連合審査会を終了いたします。

午後五時九分散会

石油業法案

石油業法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 石油精製業等(第四条—第十五条)
- 第三章 石油審議会(第十六条—第十九条)
- 第四章 雑則(第二十条—第二十一条)
- 第五章 罰則(第二十二—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、石油精製業等の事業活動を調整することによつて、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図り、もつて国民経済の発展と国民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「石油」とは、原油及び石油製品をいう。

2 この法律で「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油及び重油並びにこれらに準ずる炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む。)であつて通商産業省令で定めるものをいう。

3 この法律で「特定設備」とは、石油蒸留設備(通商産業省令で定める基準に従つて算定した一日の処理能力が百五十キロリットル以上のものに限る。)その他石油の精製の用に供する設備であつて通商産業省令で定めるものをいう。

4 この法律で「石油精製業」とは、特定設備を用いて石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。)を行ふ事業をいう。

(石油供給計画)
第三条 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の五年間について石油供給計画を定めなければならない。

2 石油供給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 原油の生産数量及び輸入数量
二 石油製品の生産数量及び輸入数量

三 特定設備の処理能力
四 その他石油の供給に関する重要事項

3 石油供給計画は、石油並びに他の燃料及び動力源の需給事情、石油資源の開発状況その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

4 通商産業大臣は、前項の経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石油供給計画を変更しなければならない。

5 通商産業大臣は、石油供給計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二章 石油精製業等

(石油精製業の許可)
第四条 石油精製業を行なうとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の資格条件)
第五条 次の各号の一に該当する者は、前条の許可を受けることができる。

一 前条若しくは第七条第一項の規定又は第十一条の規定による命令に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十一条の規定により前条の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)
第六条 通商産業大臣は、第四条の許可の申請が次の各号に適合しているとき認めなければならない。

一 その許可することによつて特定設備の処理能力が石油供給計画に照らして著しく過大にならないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その他その事業計画の内容が石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため適切であること。

(設備の新設等の許可)
第七条 第四条の許可を受けた者(以下「石油精製業者」という。)は、当該事業の用に供する特定設備を新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

ただし、通商産業省令で定める軽微な改造をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可に準用する。

(事業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併)
第八条 石油精製業の全部の譲渡及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 石油精製業者である法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第六条の規定は、前二項の認可に準用する。

(承継)
第九条 石油精製業の全部の譲渡しがあり、又は石油精製業者について相統若しくは合併があつたときは、石油精製業の全部を譲り受けたる者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、石油精製業者の地位を承継する。

2 前項の規定により石油精製業者の地位を承継した相統人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(石油製品生産計画)
第十条 石油精製業者は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油製品生産計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の事情により、石油供給計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、石油精製業者に対し、石油製品生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

(許可の取消し等)
第十一条 通商産業大臣は、石油精製業者が次の各号の一に該当するときは、第四条若しくは第七条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一号又は第三号の規定に該当するに至つたとき。

二 第七條第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十条第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により第四條又は第七條第一項の許可を受けたとき。

（石油輸入業の届出等）
第十二條 石油の輸入の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出をした者（以下「石油輸入業者」という。）は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、石油輸入計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

3 第十条第二項の規定は、石油輸入計画について準用する。

（石油製品販売業の届出）
第十三條 石油製品の販売の事業（通商産業省令で定める規模以下のものを除く。以下同じ。）を行なおうとする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（事業の廃止の届出）
第十四條 石油精製業者、石油輸入業者又は前条の届出をした者（以下「石油製品販売業者」という。）は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（販売価格の標準額）
第十五條 通商産業大臣は、石油製品の価格が不当に高騰し、又は下落するおそれがある場合において、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油製品の生産費又は輸入価格を基準とし、石油製品の国際価格その他の経済事情を参酌して石油精製業者又は石油輸入業者の石油製品の販売価格の標準額を定めることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による標準額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三章 石油審議会
（設置）
第十六條 通商産業省に、石油審議会を置く。

（所掌事務）
第十七條 石油審議会（以下「審議会」という。）は、通商産業大臣の諮問に応じ、石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関する重要事項を調査審議する。

2 通商産業大臣は、第三条第一項の規定により石油供給計画を定め、同条第四項の規定により石油供給計画を変更し、第四条、第七条第一項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定により処分をし、第十条第二項（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により勧告し、又は第十五条の規定により販売価格の標準額を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。ただし

し、審議会が軽微なものと認めたときは、この限りでない。

3 審議会は、石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関し、通商産業大臣に対し、意見を述べることができる。

（組織）
第十八條 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

4 委員の任期は、一年とする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

6 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理する。

（省令への委任）
第十九條 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 雑則
（許可等の条件）
第二十條 許可又は認可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（報告徴収）
第二十一條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油精製業者、石油輸入業者又は石油製品販売業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

第五章 罰則
第二十二條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の許可を受けないで石油精製業を行つた者

二 第十一条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第二十三條 第七條第一項の規定に違反して許可を受けないで特定設備を新設し、増設し、又は改造した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項、第十条第一項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内に

おいて政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に石油精製業を行なつている者は、この法律の施行の日から三十日以内に通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、第四条の許可を受けたものとみなす。

2 前項に規定する者は、同項の規定による届出をするまでの間は、第四条の規定にかかわらず、当該事業を行なうことができる。

第三条 この法律の施行の際現に石油の輸入の事業又は石油製品の販売の事業を行なつている者は、この法律の施行の日から三十日以内に通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、第十二条第一項又は第十三条の届出をしたものとみなす。

2 前項に規定する者は、同項の規定による届出をするまでの間は、第十二条第一項又は第十三条の規定にかかわらず、当該事業を行なうことができる。

（検討）
第四条 政府は、内外の石油事情その他の経済事情の推移に応じ、緩和又は廃止の目的をもつてこの法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（通商産業省設置法の一部改正）
第五条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 石油精製業を許可すること。

第十三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 石油精製業の許可に関すること。

第二十五条第一項の表中石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の項の次に次のように加える。

石油審議会	石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関する重要事項を調査審議すること。
-------	------------------------------------

理由

石油精製業等の現状とその特殊性にかんがみ、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため、その事業活動を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。